

令和6年度 一般廃棄物処理施設維持管理記録「クリーンの森合志 最終処分場」

対象期間：令和6年4月1日～令和6年4月30日

【法第8条の3第2項（公表）、第8の4（閲覧用記録簿）】

※「法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいう

※「規則」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」をいう

1. 埋め立てた種類及び数量【規則第4条の5の2第4号イ、規則第4条の7第4号イ】

単位（t）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
資源残渣不燃物	0.00												0.00
破砕残渣不燃物	0.00												0.00
焼却灰	168.10												168.10
飛灰固化物	57.56												57.56
法面保護土	0.00												0.00
その他	0.00												0.00
合計	225.66												225.66

2. 周縁地下水の水質【規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ】

採取場所：周縁地下水採取地点（上流）

採取年月日		R6.4.11	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月
測定結果の得られた年月日		R6.4.16											
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果										
電気伝導率	月1回	— (mS/m)	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩化物イオン	"	— (mg/ℓ)	2.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
過むかひ酸カリウム消費量	年1回	— (mg/ℓ)				○							
カドミウム	"	0.003 mg/ℓ				○							
全シアン	"	検出されないこと				○							
鉛	"	0.01mg/ℓ				○							
六価クロム	"	0.05mg/ℓ				○							
砒素	"	0.01mg/ℓ				○							
総水銀	"	0.0005mg/ℓ				○							
アルキル水銀	"	検出されないこと				○							
ポリ塩化ビフェニル	"	検出されないこと				○							
トリクロロエチレン	"	0.01 mg/ℓ				○							
テトラクロロエチレン	"	0.01 mg/ℓ				○							
ジクロロメタン	"	0.02 mg/ℓ				○							
四塩化炭素	"	0.002 mg/ℓ				○							
1,2-ジクロロエタン	"	0.004mg/ℓ				○							
1,1-ジクロロエチレン	"	0.1 mg/ℓ				○							
1,2-ジクロロベンゼン	"	0.04mg/ℓ				○							
1,1,1-トリクロロエタン	"	1 mg/ℓ				○							
1,1,2-トリクロロエタン	"	0.006mg/ℓ				○							
1,3-ジクロロプロペン	"	0.002 mg/ℓ				○							
チウラム	"	0.006mg/ℓ				○							
シマジン	"	0.003 mg/ℓ				○							
チオベンカルブ	"	0.02 mg/ℓ				○							
ベンゼン	"	0.01 mg/ℓ				○							
セレン	"	0.01 mg/ℓ				○							
1,4-ジオキサン	"	0.05mg/ℓ				○							
クロロエチレン	"	0.002mg/ℓ				○							
措置の必要性			無										

採取年月日		R6.7月予定	
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類	年1回	1pg-TEQ/L	
措置の必要性			

\* 基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

\* N.D.とは、定量限界未満を示す。（定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示す。）

採取場所：周縁地下水採取地点（下流）

採取年月日			R6.4.11	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月
測定結果の得られた年月日			R6.4.16											
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
電気伝導率	月1回	— (mS/m)	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩化物イオン	"	— (mg/ℓ)	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
過マンガニ酸カリ消費量	年1回	— (mg/ℓ)				○								
カドミウム	"	0.003 mg/ℓ				○								
全シアン	"	検出されないこと				○								
鉛	"	0.01mg/ℓ				○								
六価クロム	"	0.05mg/ℓ				○								
砒素	"	0.01mg/ℓ				○								
総水銀	"	0.0005mg/ℓ				○								
アルキル水銀	"	検出されないこと				○								
ポリ塩化ビフェニル	"	検出されないこと				○								
トリクロロエチレン	"	0.01 mg/ℓ				○								
テトラクロロエチレン	"	0.01 mg/ℓ				○								
ジクロロメタン	"	0.02 mg/ℓ				○								
四塩化炭素	"	0.002 mg/ℓ				○								
1,2-ジクロロエタン	"	0.004mg/ℓ				○								
1,1-ジクロロエチレン	"	0.1 mg/ℓ				○								
1,2-ジクロロエチレン	"	0.04mg/ℓ				○								
1,1,1-トリクロロエタン	"	1 mg/ℓ				○								
1,1,2-トリクロロエタン	"	0.006mg/ℓ				○								
1,3-ジクロロプロパン	"	0.002 mg/ℓ				○								
チウラム	"	0.006mg/ℓ				○								
シマジン	"	0.003 mg/ℓ				○								
チオベンカルブ	"	0.02 mg/ℓ				○								
ベンゼン	"	0.01 mg/ℓ				○								
セレン	"	0.01 mg/ℓ				○								
1,4-ジオキサン	"	0.05mg/ℓ				○								
クロロエチレン	"	0.002mg/ℓ				○								
措置の必要性			無											

採取年月日			R6.7月予定
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類	年1回	1pg-TEQ/L	
措置の必要性			

\*基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

\*N.D.とは、定量限界未満を示す。（定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示す。）

### 3. 地下水の水質〔規則第4条の5の2第4号ニ及びホ、規則第4条の7第4号ニ及びホ〕

採取場所：最終処分場 地下水ピット（地下水）

採取年月日			R6.4.11	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月
測定結果の得られた年月日			R6.4.16											
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
電気伝導率	月1回	— (mS/m)	4.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩化物イオン	"	— (mg/ℓ)	1.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
過マンガニ酸カリ消費量	年1回	— (mg/ℓ)				○								
カドミウム	"	0.003 mg/ℓ				○								
全シアン	"	検出されないこと				○								
鉛	"	0.01mg/ℓ				○								
六価クロム	"	0.05mg/ℓ				○								
砒素	"	0.01mg/ℓ				○								
総水銀	"	0.0005mg/ℓ				○								
アルキル水銀	"	検出されないこと				○								
ポリ塩化ビフェニル	"	検出されないこと				○								
トリクロロエチレン	"	0.01 mg/ℓ				○								
テトラクロロエチレン	"	0.01 mg/ℓ				○								
ジクロロメタン	"	0.02 mg/ℓ				○								
四塩化炭素	"	0.002 mg/ℓ				○								
1,2-ジクロロエタン	"	0.004mg/ℓ				○								
1,1-ジクロロエチレン	"	0.1 mg/ℓ				○								
1,2-ジクロロエチレン	"	0.04mg/ℓ				○								
1,1,1-トリクロロエタン	"	1 mg/ℓ				○								
1,1,2-トリクロロエタン	"	0.006mg/ℓ				○								
1,3-ジクロロプロパン	"	0.002 mg/ℓ				○								
チウラム	"	0.006mg/ℓ				○								
シマジン	"	0.003 mg/ℓ				○								
チオベンカルブ	"	0.02 mg/ℓ				○								
ベンゼン	"	0.01 mg/ℓ				○								
セレン	"	0.01 mg/ℓ				○								
1,4-ジオキサン	"	0.05mg/ℓ				○								
クロロエチレン	"	0.002mg/ℓ				○								
措置の必要性			無											

採取年月日			R6.7月予定
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類	年1回	1pg-TEQ/L	
措置の必要性			

\*基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

\*N.D.とは、定量限界未満を示す。（定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示す。）

#### 4. 原水の水質〔参考として公表〕

採取場所：最終処分場 浸出水ピット（原水）

採取年月日		R6.8月予定	R7.2月予定
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	計画値	測定結果
水素イオン濃度	年2回	7.0~10.0	○ ○
生物化学的酸素要求量	"	100mg/ℓ	○ ○
化学的酸素要求量	"	150mg/ℓ	○ ○
浮遊物質	"	200 mg/ℓ	○ ○
窒素含有量	"	100mg/ℓ	○ ○
塩化物イオン (Cl <sup>-</sup> )	年1回	15,000mg/ℓ	○
カルシウムイオン (Ca <sup>2+</sup> )	年2回	2,500mg/ℓ	○ ○
措置の必要性			

\* 基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

\* N.D.とは、定量限界未満を示す。（定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示す。）

#### 5. 循環水の水質〔参考として公表〕

採取場所：浸出水処理施設 処理水槽（循環水）

採取年月日		R6.4.11	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月
測定結果の得られた年月日		R6.4.17											
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果										
水素イオン濃度	月1回	5.8~8.6	7.0(21.1℃)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量	"	60 mg/ℓ	N.D.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
化学的酸素要求量	"	—(mg/ℓ)	4.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊物質	"	60 mg/ℓ	N.D.	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌群数 (日間平均)	"	3,000個/cfu	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
窒素含有量 (日間平均)	"	60mg/ℓ	2.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
磷含有量 (日間平均)	"	8mg/ℓ	0.074	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム及びその化合物	年1回	0.03mg/ℓ				○							
シアン化合物	"	1mg/ℓ				○							
有機燐化合物	"	1mg/ℓ				○							
鉛及びその化合物	"	0.1mg/ℓ				○							
六価クロム化合物	"	0.5mg/ℓ				○							
砒素及びその化合物	"	0.1mg/ℓ				○							
水銀及び有機水銀 その他の水銀化合物	"	0.005mg/ℓ				○							
アルキル水銀化合物	"	検出されないこと				○							
ポリ塩化ビフェニル	"	0.003 mg/ℓ				○							
トリクロロエチレン	"	0.1 mg/ℓ				○							
テトラクロロエチレン	"	0.1 mg/ℓ				○							
ジクロロメタン	"	0.2 mg/ℓ				○							
四塩化炭素	"	0.02 mg/ℓ				○							
1,2-ジクロロエタン	"	0.04mg/ℓ				○							
1,1-ジクロロエチレン	"	1mg/ℓ				○							
シス-1,2-ジクロロエチレン	"	0.4mg/ℓ				○							
1,1,1-トリクロロエタン	"	3 mg/ℓ				○							
1,1,2-トリクロロエタン	"	0.06mg/ℓ				○							
1,3-ジクロロプロペン	"	0.02 mg/ℓ				○							
チウラム	"	0.06mg/ℓ				○							
シマジン	"	0.03 mg/ℓ				○							
チオベンカルブ	"	0.2 mg/ℓ				○							
ベンゼン	"	0.1 mg/ℓ				○							
セレン及びその化合物	"	0.1 mg/ℓ				○							
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(鉱油類)	"	5 mg/ℓ				○							
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(動植物油類)	"	30 mg/ℓ				○							
フェノール類含有量	"	5 mg/ℓ				○							
銅含有量	"	3 mg/ℓ				○							
亜鉛含有量	"	2 mg/ℓ				○							
溶解性鉄含有量	"	10 mg/ℓ				○							
溶解性マンガ含有量	"	10 mg/ℓ				○							
クロム含有量	"	2 mg/ℓ				○							
ふっ素及びその化合物	"	15 mg/ℓ				○							
ほう素及びその化合物	"	50 mg/ℓ				○							
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物 及び亜硫酸化合物	"	200mg/ℓ				○							
1,4-ジオキサン	"	0.5 mg/ℓ				○							
カルシウム	"	—(mg/ℓ)				○							
塩化物イオン (Cl <sup>-</sup> )	"	—(mg/ℓ)				○							
措置の必要性			無										

採取年月日		R6.8月予定	
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類	年1回	10pg-TEQ/L	
措置の必要性			

\* 基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

\* N.D.とは、定量限界未満を示す。（定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示す。）

6. 施設の点検〔規則第4条の5の2第4号ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規則第4条の7第4号ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

点検年月日	R6.4.23									R6.5月									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無										
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無	無	無										
点検年月日	R6.6月									R6.7月									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無																			
措置の必要性																			
点検年月日	R6.8月									R6.9月									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無																			
措置の必要性																			
点検年月日	R6.10月									R6.11月									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無																			
措置の必要性																			
点検年月日	R6.12月									R7.1月									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無																			
措置の必要性																			
点検年月日	R7.2月									R7.3月									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無																			
措置の必要性																			

7. 残余の埋立容量〔規則第4条の5の2第4号リ、規則第4条の7第4号リ〕

測定年月日	測定頻度	測定結果（覆土を含む）
R7.2月予定	年一回	